

1999年8月30日

大阪府地方労働委員会会長殿

申立人

大阪市北区東天満2-2-5

第二新興ビル605号

管理職ユニオン・関西

執行委員長 本田 直明



労働委員会命令の不履行につき
裁判所に対して通知を求める上申書

標記の件に関し、下記の通り上申致します。

記

1. 申立人と被申立人寺嶋工業所（代表者代表取締役社長 寺嶋善雄）間の貴委員会 11年（不）第19号寺嶋工業所事件については、本年5月28日付で貴委員会において申立人の申立を全面的に認める命令が発せられた。
2. その後、同事件については、同命令の交付から30日以内に被申立人より、右命令の取り消しを求める行政訴訟が提起されなかったため、同命令は確定した。
3. しかし、被申立人は右命令確定まではもちろん、その後現在に至るまで、申立人の度重なる団体交渉の申入れにもかかわらず、一切これに応じない。
現に、本年8月12日にも団体交渉の申入れを行ったが、封書を開封さえしないで送り返してきた。
4. その結果、申立人組合は、実に、命令にかかる申入れをした本年2月22日以降現在まで6ヶ月にわたり、団体交渉を開催することが出来ず、そのため、右申入事項についてはなんらの解決をみず、引き続き不利益を余儀なくされている。
5. 被申立人のかかる対応は、不当労働行為制度を全く無視する者で、労使関係の正常なあり方に根本的に背反する悪質な犯罪行為である。
よって、貴委員会におかれては労働組合法第27条第9項に基づいて当該地方裁判所に対し、被申立人が上記確定命令に従わないので、同法第32条に基づき過料に処すべきよう通知されるよう上申する。

以上

添付資料

- ・本年8月12付「団体交渉申入書」



平成11年9月2日

管理職ユニオン・関西
執行委員長 本田直明 様

大阪府地方労働委員会会長



命令書の履行状況等調査について（通知）

平成11年（不）第19号寺嶋工業所事件の命令の履行状況等について、下記のとおり調査を行いますので、出頭してください。

記

1. 日 時 平成11年9月8日 午後1時30分
2. 場 所 大阪府地方労働委員会